

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会設置要領（案）

第1 委員会名称

委員会の名称は、「元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会」とする。

第2 付議事件

この度の元和光市職員の不祥事に関し、議会として市民に対する説明責任を果たすため、事件の背景や人事管理、内部統制、公金の管理、公益通報制度等の調査を行い、原因の究明と再発防止に向けた方策を市に提言すること。

第3 調査権限

和光市議会は、第2に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を本委員会に委任する。

第4 委員定数

9名（緑風会2名、公明党2名、新しい風・希望2名、まちづくり市民の会1名、日本共産党1名、他1名）

第5 正副委員長

調査特別委員会を運営するため、委員の互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。

第6 設置期限

調査特別委員会は、議会閉会中も審査を行い、審査終了まで継続する。

第7 設置根拠

地方自治法第109条第4項及び和光市議会委員会条例第6条第1項

第8 その他

設置される調査特別委員会の運営方法等については、常任委員会の例による。

附 則

この要領は、議決の日から施行する。

(参考資料) ※要領には添付しません

以下の事項は委員会発足後、委員会の中で確認することとします。

【委員会運営に関する共通認識】

- 不祥事を起こした個人の責任を問うのではなく、市役所の事務を調査すること
- 手法としては個別事務から関連事務へと検査していく。
- 再発防止策については調査の結果を元に委員会で協議する。
- 委員会調査は個人の行為の責任を問う司法手続きとは別個独立のものである。

【付議事件の詳細】

- 職員の不祥事に関する事項
- 職員のパワーハラスメントに関する事項
- 地域介護・福祉整備交付金についての疑義に関する事項
- 上記に関する一切の事項

【付議事件の調査のため、当初提出を要求する資料】

- 不祥事発覚から告発に至るまでになされた事務
- 不祥事に関し、告発から懲戒免職を決定するまでになされた事務
(元職員の人事異動を含む)
- 元職員の不祥事発覚後の内部調査に関する事務
- 元職員のパワハラに対する処分にかかる事務および
これと同時になされた他の職員に対する処分にかかる事務
- 元職員に関してなされた内部告発に関する事務 (受理しなかったものを含む)
- 地域介護・福祉整備交付金に関する申請・返還についての事務
- 元職員の行為に関するもので、公金、庁内の現金、通帳、キャッシュカード等の取
扱いに関する事務 (具体的な保管方法を含む)
- 和光市ハラスメント被害処理委員会への通報の履歴および審査内容に関する事務
- 上記にかかる文書一式

【今後について】

検査を行っていく中で、より強制力のある調査が必要と判断される場合には地方自治法第 100 条による権限委任を検討することとする (百条委員会)。